

にかほ市人事行政の運営等の状況

平成20年度の市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。
これは、地方公務員法第58条の2及びにかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて行うものです。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用の状況

区 分	平成21年4月1日採用者
一般行政職	2
消防職	7
合 計	9

(2) 退職の状況(平成20年度中)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他				合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一般行政職	6		1			1	8
技能労務職	2					1	3
消防職	5		2				7
合 計	13		3			2	18

(3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数			対前年比増減	
		H19年度	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度
福祉関係を除く一般行政	議 会	4	4	3		-1
	総 務	79	68	66	-11	-2
	税 務	13	13	13		
	労 働			3		3
	農林水産	23	24	18	1	-6
	商 工	15	15	16		1
	土 木	15	15	17		2
	小 計	149	139	136	-10	-3
福祉関係	民 生	39	36	34	-3	-2
	衛 生	14	14	13		-1
	小 計	53	50	47	-3	-3
一般行政部門計		202	189	183	-13	-6
特別行政	教 育	70	71	69	1	-2
	消 防	64	64	64		
	小 計	134	135	133	1	-2
公営企業等	病 院	6	5	5	-1	
	水 道	12	13	13	1	
	下水道	9	9	8		-1
	国保事業	6	7	7	1	
	ガ ス	15	15	14		-1
	小 計	48	49	47	1	-2
総 合 計		384	373	363	-11	-10

※教育長・消防長を職員数に含む。企業管理者を除く。

2 職員の給与の状況

にかほ市の給与・定員管理等についての公表をご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休暇については市の条例・規則で定められており、ここでは主なものを掲載します。

(1) 勤務時間の状況(20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
40時間	午後8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後0時45分まで	土曜日 日曜日

(2) 休暇の種類(20年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考	
年次有給休暇	1年につき20日 20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことが出来る		
療養休暇	結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、2年を超えない範囲内で、医師が必要と認めた期間	有 給	
組合休暇	1年につき30日 職員が登録された業務又は活動に従事する場合	無 給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、医師が必要と認めた期間	有 給	
特別休暇	公民権の行使	必要と認められる期間	有 給
	証人、鑑定人、参考人等として裁判所等へ出頭	必要と認められる期間	有 給
	骨髄移植及び登録	必要と認められる期間	有 給
	社会貢献活動(ボランティア休暇)	1年につき5日以内	有 給
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日以後1月を経過するまでの期間で連続する5日間	有 給
	生理	就業が著しく困難な場合、2日以内	有 給
	妊娠中定期検診	妊娠7月まで4週間に1回、8月～9月まで2週間に1回、10月から1週間に1回で、1回につき1日以内	有 給
	妊婦の通勤	通勤に利用する交通機関の混雑回避のため1日に1時間以内	有 給
	つわり	10日以内	有 給
	女子職員の出産	産前:出産予定日から8週間(多胎の場合14週間) 産後:出産の翌日から8週間	有 給
	生後1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分以内	有 給
	妻の出産	妻が出産するため入院する等の日から、出産の日後2週間を経過するまでの期間内で2日以内	有 給
	小学校就学前の子の看護	1年につき5日以内	有 給
	忌引	続柄に応じ、1日から7日以内	有 給
	父母の追悼行事	1日(父母の死亡後15年以内に限る)	有 給
夏期休暇	6月～10月までの期間内における週休日や休日を除く連続する5日以内	有 給	
特別休暇	災害等による住居の滅失又は損壊	7日以内	有 給
	災害等による出勤困難	必要と認められる期間	有 給
	災害等による通勤途上における安全確保	必要と認められる期間	有 給
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無 給	

(3) 育児休業等の種類

区 分	内 容
育児休業	当該子が3歳に達する日まで
部分休業	当該子が3歳に達するまでの間、1日につき2時間以内

4 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・免職・休職・降給)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分・懲戒処分者数(平成20年度)

分限処分者数				
降任	免職	休職	降給	計

懲戒処分者数				
戒告	減給	停職	免職	計
4	1			5

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇取得状況(平成20年度)

(単位:日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A*100)	対象職員数(人) D	1人当たりの平均 使用日数E(B/C)
13,760	3,792	27.6	371	10.2

(2) 育児休業等取得状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	育児休業	部分休業
男		
女	3	1

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な研修の状況(平成20年度)

区 分	受講者数	備 考	
基本研修	新規採用職員研修	5	
特別研修	職員啓発セミナー	14	
	業務改善研修	2	
	キャリア開発研修	4	
	臨床検査技師研修	1	
特別研修 (業務専門)	総務企画関係	8	総務、防災
	財務関係	10	会計、税
	福祉環境関係	74	医療、介護福祉、保健衛生、環境
	産業経済関係	3	農林、観光
	建設関係	9	土木、用地、契約、都市計画、住宅
	上下水道関係	17	下水道、水道、ガス関係研修含む
	議会・選管・監査関係	1	議会
	教育関係	13	教育、生涯学習、保健体育、公民館、図書館
消防関係	34	消防学校、その他(病院等)	
職場研修	手話講座	10	
派遣研修	海外派遣研修	1	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況(平成20年度) (単位:人)

区 分	定期健康診断	人間ドック受診
受診者数	226	144

(2) 公務災害の発生件数(平成20年度) (単位:件)

区 分	申 請	請		
		うち認定	うち不認定	うち継続審査
公務災害	5	5		
通勤災害				

(3) 職員互助会の状況

福利厚生制度の実施については、にかほ市職員の厚生制度に関する条例に基づき、県内の市町村等により組織された財団法人秋田県市町村職員互助会が行っております。

平成20年度の状況は次のとおりですが、構成団体負担金率は社会情勢等を勘案して毎年度0.5ポイントずつ引き下げ、平成22年度以降は12.0/1,000にすることとしています。

会 員 数	338 人	
会員掛金	金 額	22,953千円
	掛 金 率	給料月額 × 18/1,000
市負担金	金 額	16,578千円
	負 担 金 率	給料月額 × 13.0/1,000
主 な 事 業 内 容	人間ドック助成金・慶弔金・見舞金・医療費助成金等給付、貸付、各種研修、講演会、契約保養施設利用助成等	

※ 上記の他、にかほ市職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、上記とは別に慶弔金給付等の事業を行っております。

(4) 職員の利益の保護の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局による適当な措置が執られるべきことの要求や、不利益処分に関し不服申し立てをすることが出来ます。

にかほ市では、公平委員会がありませんので、この事務について、秋田県人事委員会に委託しており、平成20年度における業務の状況は、下記のとおり報告を受けております。

①勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度中 要求件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
	却下	判定	

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成20年度中 要求件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
	却下	判定	